

本報告書は、[令和4年9月29日に公表した報告書](#)を、[令和4年10月27日に公表した正誤表](#)により訂正したものです。

船舶事故調査報告書

令和4年8月31日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	令和4年1月9日 10時05分ごろ
発生場所	茨城県ひたちなか市那珂湊港東南東方沖 那珂湊港外東防波堤灯台から真方位107° 3.9海里（M）付近 （概位 北緯36° 19.1′ 東経140° 40.9′）
事故の概要	遊漁船長丸は、南東進中、また、プレジャーボートman丸は、漂流中、両船が衝突した。 長丸は、左舷船首部外板に擦過傷を生じ、また、man丸は、船首部外縁に曲損を生じた。
事故調査の経過	令和4年2月2日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 遊漁船 長丸、4.58トン IG3-4372（漁船登録番号）、個人所有 13.88m（Lr）×2.47m×0.59m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数90、昭和48年 第231-12135号（船舶検査済票の番号） B プレジャーボート man丸、5トン未満（長さ6.14m） 231-12521茨城、個人所有 6.14m（Lr）×1.98m×0.84m、FRP ガソリン機関（船外機）、44.10kW、平成8年5月
乗組員等に関する情報	A 船長A 87歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和52年2月4日 免許証交付日 令和3年3月22日 （令和8年6月4日まで有効） B 船長B 63歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年11月5日

	免許証交付日 令和3年1月27日 (令和8年6月12日まで有効)
死傷者等	なし
損傷	A 左舷船首部外板に擦過傷 B 船首部外縁に曲損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 3、視界 良好 海象：波高 約1.0m
事故の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、家族1人及び釣り客6人を乗せ、遊漁の目的で、令和4年1月9日05時30分ごろ那珂湊港を出航した。</p> <p>A船は、那珂湊港東南東方沖の釣り場に到着後、ポイントを移動しながら釣りを行っており、船長Aが、次のポイントに移動する際、レーダーを作動させず、GPSプロッターを作動させて、約10ノットの対地速力として手動操舵で南東進した。</p> <p>船長Aは、A船の進行方向に約10隻の他船を視認していたが、釣り場に最短距離で向かう目的で、右舷船首方約2Mに見えていた1隻の船舶の北側を通過しようとした。</p> <p>船長Aは、右舷船首方に見えている船舶に意識を向けて航行を続けていたところ、海面反射で船首左舷方が見えにくかったので、左舷船首方にいたB船に接近していることに気付かず、10時05分ごろ、A船の左舷船首部と漂流していたB船の船首部とが衝突した。</p> <p>船長Aは、A船とB船とが衝突した際、衝撃を感じず、釣り客が騒いでいるので左舷後方を見たところ、B船を視認し、B船と衝突したことが分かった。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、友人1人（以下「同乗者」という。）を乗せ、釣りの目的で、08時00分ごろ茨城町所在の漁業協同組合前の棧橋を出航した。</p> <p>B船は、船長Bが那珂湊港東南東方沖の釣り場で船外機を停止して船首からパラシュートアンカーを入れ、船首を西方に向けて漂流し、船長BがB船の中央部にある操舵スタンドの右舷船首側で、同乗者が同スタンドの右舷船尾側で、それぞれ北方を向いて釣りをしていた。</p> <p>船長Bは、右舷船首方約100mに、B船に接近してくるA船を認め、A船の動向に注目していたところ、A船が右舷船首方約50mに近づいてもB船を避航する様子がなく接近するので、A船に手を振って大声で呼び掛けるとともに、操舵スタンドに行き、船外機を始動しようとしたものの間に合わず、B船の船首部とA船の左舷船首部とが衝突した。</p> <p>船長Aは、A船を旋回させてB船に近づき、船長Bに大丈夫かと声をかけたところ、船長Bが怒っていたので話し合いは困難だと思い、B船の乗船者にけがはなく、船体に損傷がないと思い、次の釣り場に</p>

	<p>向かった。</p> <p>船長Bは、友人のけがの有無、船体の損傷状況を確認したのち、パラシュートアンカーを揚収していたところ、間もなく戻ってきたA船の船長Aから大丈夫かと聞かれたが、返答する前にA船がそのまま南東方に向かって航走を開始するのを見た。</p> <p>船長Bは、118番通報し、けが人もなく、自力航行可能であったので、海上保安庁の指示により帰航を開始し、定係地に着岸した。</p> <p>A船は、船長Aが、釣り場に到着して遊漁を継続していたところ、10時40分ごろ所属する漁業協同組合の僚船が近づき、海上保安庁に通報があつて帰航するようにとの指示を受け、11時20分ごろ定係地に着岸した。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図、写真1 A船、写真2 A船操舵室からの見通し状況、写真4 B船船首部 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長Aは、サングラスを保有していなかった。</p> <p>船長Bは、本事故当日、釣りの合間に時々周囲を見回して他船を確認し、B船に船首を向けて航行するA船を認めていたものの、A船がB船を避けてくれると思ひ、釣りを継続していたので、避航する機会を失したと本事故後思つた。</p> <p>A船及びB船の乗船者は、全員救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、那珂湊港東南東方沖において、南東進中、船長Aが、海面反射で左舷船首方が見えにくい状況下、右舷船首方に見えている船舶に意識を向けて航行を続けたことから、左舷船首方に漂泊中のB船に接近していることに気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、釣り場に最短距離で向かおうとしたことから、右舷船首方に見えている船舶に意識を向けて航行を続けたものと考えられる。</p> <p>B船は、那珂湊港東南東方沖において、船外機を停止し、船首からパラシュートアンカーを出して漂泊し、釣りを行っていたところ、船長Bが、右舷船首方から接近するA船を認めていたものの、A船がB船を避けてくれると思ひ、釣りを継続したことから、避航する機会を失し、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、那珂湊港東南東方沖において、A船が南東進中、B船が船外機を停止し、船首からパラシュートアンカーを出して漂泊中、船長Aが、海面反射で左舷船首方が見えにくい状況下、右舷船首方に見えている船舶に意識を向けて航行を続け、また、船長Bが、A船がB船を避けてくれると思ひ、釣りを継続していたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>

再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、海面反射で船首方が見えにくい状況下で船首方の視界が妨げられる場合、前路に航行の支障となる船舶がないと思わず、減速する等して十分注意して航行すること。・ 船長は、他船が存在する海域においては、レーダーを活用して他船の位置を確認すること。・ 船長は、ふだんからサングラス等を用意しておき、海面反射で眩^{まぶ}しいと感じた際、サングラスを掛けるなどして、常時、周囲の見張りを適切に行うこと。・ 船長は、衝突事故が発生した場合、人命救助と船体の保全を最優先として行動し、また、海上保安庁等に通報すること。・ 船長は、漂泊中であっても常時適切な見張りを行い、接近する船舶を認めるときには、接近する船舶が自船を避けてくれると思わず、余裕のある時期に注意喚起を行い、主機を始動し、移動するなど、衝突を避けるための措置を採ること。
--------------	---

付図1 事故発生経過概略図

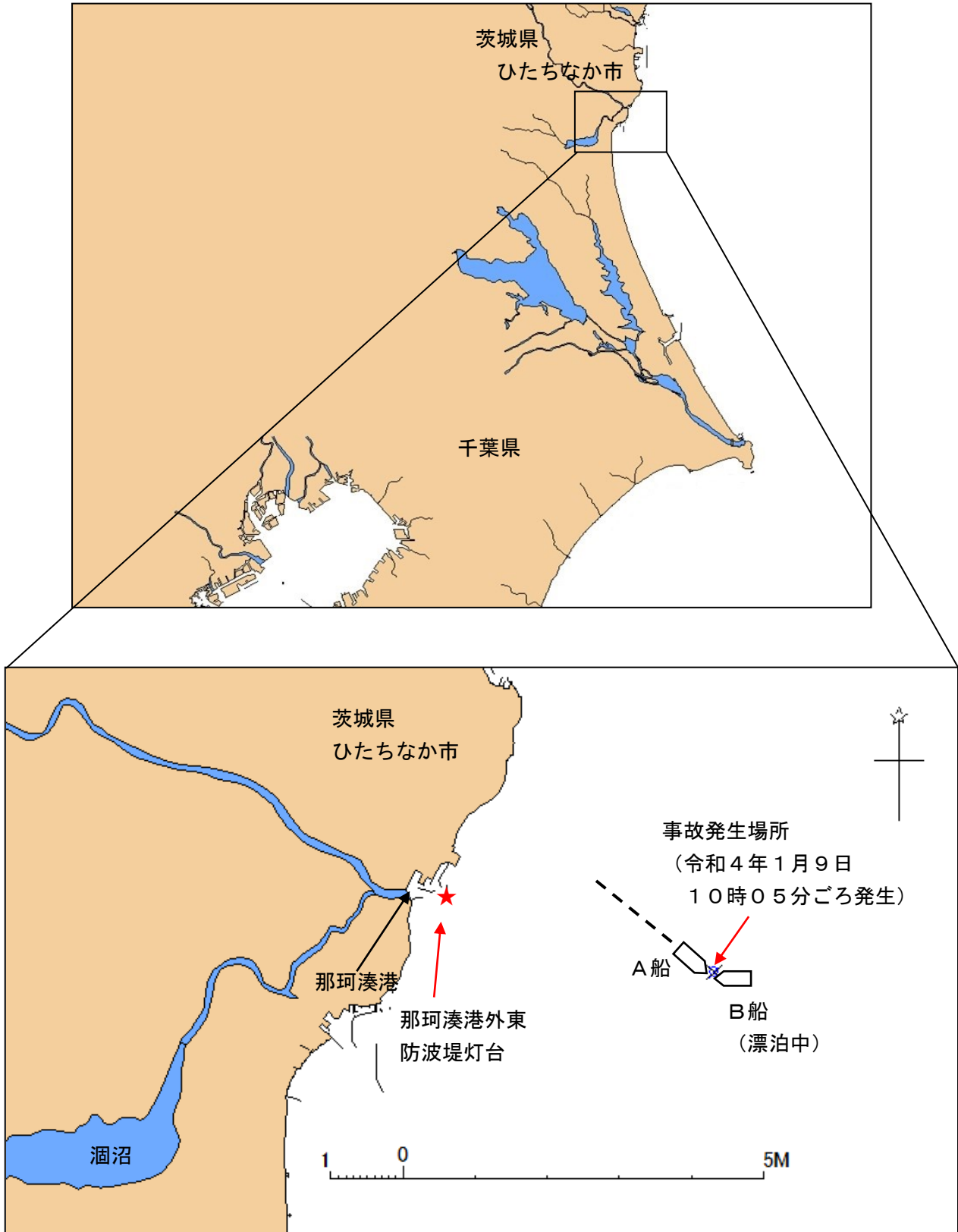


写真1 A船



写真2 A船操舵室からの見通し状況



写真3 B船船首部

